

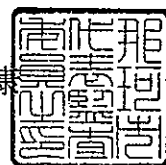


那珂市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成29年度定期監査の結果について、別紙のとおり公表します。

平成30年3月26日

那珂市代表監査委員 萩谷真 康





那監第 56 号
平成30年3月26日

那珂市長	海 野 徹 様
那珂市議会議長	君 嶋 寿 男 様
那珂市教育委員会教育長	大 縄 久 雄 様
那珂市選挙管理委員会委員長	坂 場 實 様
那珂市農業委員会会長	眞 崎 孝 昭 様
那珂市固定資産評価審査委員会委員長	高 村 和 正 様

那珂市監査委員 萩 谷 眞 康



那珂市監査委員 中 崎 政 長



平成 29 年度那珂市定期監査の結果及び意見について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき平成 29 年度の定期監査を実施したので、
同条第 9 項及び第 10 項の規定により、別紙のとおり監査の結果に関する報告及び意
見を提出します。

担当
監査委員事務局 加藤、金田
内線 572、573

平成 29 年 度
定 期 監 査 報 告 書

那 珂 市 監 査 委 員

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査

2 監査の範囲

平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、又は、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、全課室及びあらかじめ指定した施設に調書及び資料の提出を求め、対象課室等から提出された資料に基づき、予備監査として補助職員により関係書類の監査を実施した。本監査においては、対象課室長等から提出資料に基づき説明を受け、質疑を行うとともに、出先機関については、現地において監査を実施した。

5 監査の実施期間

平成29年9月27日から平成30年2月27日まで

6 監査の対象及び実施日程

監査対象		予備監査	本監査
行財政改革推進室（監査委員事務局）		平成30年 2月 7日	平成30年 2月 26日
企画部	秘書広聴課（市民相談室）	平成29年 12月 1日	平成29年 12月 25日
	政策企画課	平成30年 1月 11日	平成30年 1月 26日
総務部	総務課 （選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会事務局）	平成30年 1月 18日	平成30年 1月 25日
	財政課	平成30年 1月 5日	平成30年 1月 25日
	税務課	平成29年 11月 1日	平成29年 11月 27日
	収納課	平成29年 11月 1日	平成29年 11月 27日
	瓜連支所	平成29年 11月 30日	平成29年 12月 26日
	防炎課	平成30年 2月 2日	平成30年 2月 27日
市民生活部	市民協働課	平成30年 1月 10日	平成30年 1月 26日
	ふれあいセンターよこぼり	平成29年 9月 29日	平成29年 10月 31日
	ふれあいセンターごだい	平成29年 11月 2日	平成29年 11月 29日
	ふれあいセンターよしの	平成29年 9月 29日	平成29年 10月 26日
	総合センターらぼーる	平成29年 11月 30日	平成29年 12月 26日
	市民課	平成30年 1月 4日	平成30年 1月 26日
	那珂聖苑	平成29年 9月 29日	平成29年 10月 31日
	環境課（消費生活センター）	平成30年 2月 2日	平成30年 2月 27日

	監査対象	予備監査	本監査
保健福祉部	社 会 福 祉 課	平成30年 1月 10日	平成30年 1月 26日
	こ ども 課	平成30年 1月 9日	平成30年 1月 26日
	菅 谷 保 育 所	平成29年 11月 2日	平成29年 11月 29日
	地域子育て支援センター	平成29年 11月 2日	平成29年 11月 29日
	こども発達相談センター	平成29年 11月 2日	平成29年 11月 29日
	介 護 長 寿 課	平成30年 1月 11日	平成30年 1月 26日
	保 険 課	平成29年 11月 30日	平成29年 12月 25日
産業部	健 康 推 進 課	平成29年 11月 7日	平成29年 11月 29日
	農 政 課	平成30年 2月 6日	平成30年 2月 27日
建設部	商 工 観 光 課	平成30年 2月 6日	平成30年 2月 27日
	土 木 課	平成30年 2月 5日	平成30年 2月 27日
	都 市 計 画 課	平成30年 2月 7日	平成30年 2月 26日
上下水道部	建 築 課	平成30年 2月 1日	平成30年 2月 27日
	下 水 道 課	平成29年 11月 9日	平成29年 12月 12日
議会	水 道 課	平成29年 11月 8日	平成29年 11月 27日
	会 計 課	平成29年 10月 2日	平成29年 10月 25日
農業委員会事務局	議 会 事 務 局	平成29年 10月 2日	平成29年 10月 25日
	農 業 委 員 会 事 務 局	平成29年 10月 2日	平成29年 10月 25日
教育委員会	学校教育課（指導室）	平成29年 11月 6日	平成29年 12月 12日
	学校給食センター	平成29年 9月 27日	平成29年 10月 31日
	横 堀 小 学 校	平成29年 9月 27日	平成29年 10月 31日
	額 田 小 学 校	平成29年 9月 28日	平成29年 10月 31日
	菅 谷 小 学 校	平成29年 9月 27日	平成29年 10月 26日
	菅 谷 東 小 学 校	平成29年 9月 27日	平成29年 10月 26日
	第 二 中 学 校	平成29年 9月 28日	平成29年 10月 31日
	第 四 中 学 校	平成29年 9月 27日	平成29年 10月 26日
	横 堀 幼 稚 園	平成29年 9月 28日	平成29年 10月 26日
	菅 谷 幼 稚 園	平成29年 11月 2日	平成29年 11月 29日
	生涯学習課	平成29年 11月 30日	平成29年 12月 26日
	ス ポ ー ツ 推 進 室	平成29年 11月 8日	平成29年 12月 12日
	図 書 館	平成29年 11月 2日	平成29年 12月 12日
	中 央 公 民 館	平成29年 11月 1日	平成29年 12月 12日
歴 史 民 俗 資 料 館	平成29年 11月 8日	平成29年 12月 12日	
消防本部	総務課、予防課、警防課、東消防署、西消防署	平成29年 9月 28日	平成29年 10月 26日

第2 監査の結果及び意見

1 行財政改革推進室・監査委員事務局

(1) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

2 企画部

(1) 監査対象課等

秘書広聴課（市民相談室）、政策企画課

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的意見

秘書広聴課について、ふるさと大使の活動については、市のどのようなPRを行ったのか市民に対してもより見えるように紹介し、市民と一体感のある郷土愛の醸成に努められたい。

3 総務部

(1) 監査対象課等

総務課（選挙管理委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局）、財政課、税務課、収納課、瓜連支所

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的意見

総務課について、時間外労働については、正職員が減っているが仕事量は減っていないため、非常に多い状態が続いている。また、正職員が減っている一方、臨時職員が非常に多くなっている。ワーク・ライフ・バランスの実現に努めるとともに、臨時職員も含めた職員の心と体の健康状態に留意して取り組まれたい。

税務課について、平成29年5月に、市民税・県民税特別徴収税額決定通知書の誤送付があり、来年度は臨時職員を1名増員するとともに、チェックのやり方も見直して確実にやっていくとのことであるが、人為的な間違いというのは起こり得るものなので、人に頼るばかりではなく、システムなどで機械的にチェックできるようなしくみが考えられるとよいと思われるので検討されたい。

4 市民生活部

(1) 監査対象課等

防災課、市民協働課（ふれあいセンターよこぼり、ふれあいセンターごだい、ふれあいセンターよしの、総合センターらぼーる）、市民課（那珂聖苑）、環境課（消費生活センター）

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的意見

市民協働課について、総合センターらぼーるに設置されている機能回復訓練室については、主に若中年世代の健康増進に利用され、当初の機能回復の目的に使用されているとは言えない状況にあるため、市全体におけるあり方や位置づけについて、引き続き検討する必要があると思われる。一方、利用料金については、市内・市外も同一料金で差がなく市外の利用の方が多く状況であり、かつ近隣と比較して安価な設定となっているため、トレーニング器具の安全性を適正に維持更新して行けるのかといった問題点にも注意を払い、相応の負担となるよう見直しを検討する必要があると思われる。以上について、留意して取り組まれない。

また、空きやバンク制度については、これから運用の開始がされるということだが、特定空き家対策を所管する防災課との連携を図り、適正な運用に取り組まれない。

各コミュニティセンターについて、災害時は避難所としての機能を有しており、防災井戸のポンプについては管理主管課である防災課が年1度の点検は行っているとのことであったが、各センターによる日常の点検も大事である。一部日常の点検が疎かになっていたセンターがあったので、適正な管理に努め災害に備えられたい。

市民課について、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの証明書交付が開始されているが、まだ利用件数が多いとはいえない。また、児童手当申請等の子育て支援についても、マイナンバーカードを利用してインターネットから申請ができるようになるとのことなので、マイナンバーカードの普及と利用できるサービスについて、より広く市民への周知に努められたい。

那珂聖苑については、平成30年4月より指定管理者による運営が開始されるので、指定管理者制度導入の基本方針に従い、利用者の心情に配慮し、きめ細やかなサービスの提供に努めるとともに、公の施設として公平な運営がなされるよう留意されたい。

5 保健福祉部

(1) 監査対象課等

社会福祉課、こども課（菅谷保育所、地域子育て支援センター、こども発達相談センター）、介護長寿課、保険課、健康推進課

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的意見

保険課について、市が運営する国民健康保険では、葬祭費の支給額がずっと4万円のままととなっているが、県内の他の市町村が運営する国民健康保険や、県が運営する後期高齢者医療保険においては、支給額は5万円となっている。こういった性質のものは、近隣地域と格差があるのは好ましくないと思われるので、同水準となるよう格差解消に努められたい。また、高額療養費については、高額な薬もあり歳出が膨らんでいるとのことであるが、健康寿命が大事になってくるので、投資効果は数字では見えにくいかもしれないが、予防に力を入れて取り組まれたい。

介護長寿課について、敬老会の出席率が毎年低下していることから、あり方について検討を進められたい。

6 産業部

(1) 監査対象課等

農政課、商工観光課

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的意見

農政課について、休館していた「しどりの湯」については、静峰ふるさと公園のリニューアルにあわせて改修し、休憩やイベントができる施設として活用していくとのことだが、地元の農産物を販売するなど色々なイベントを行い人が集まる場所にして行くとともに、情報発信ができることによって地場産業の活性化にも繋がるよう努められたい。

商工観光課について、静峰ふるさと公園リニューアルの目玉として大型遊具等の設置工事を行っており、一年を通じた集客が期待される場所だが、利用する子供達の安全が最重要であるので、事故が起きないように細心の注意を払って管理する必要がある。また、犯罪に巻き込まれないよう防犯体制にも十分注意を払う必要がある。以上について、留意して取り組まれたい。

7 建設部

(1) 監査対象課等

土木課、都市計画課、建築課

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的意見

建築課について、市営住宅の借地料については、コストを押し上げてしまう要因であるので、今後は借地での建て替えは行わないことや、現在の借地については取得に努めることが必要であると思われるので、引き続き留意されたい。

8 上下水道部

(1) 監査対象課等

下水道課、水道課

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的意見

下水道課について、公共下水道整備における平成30年度までの認可の区域（第1次優先地区第2期分）では、まだ整備が終わっていない区域が400ha残っている。このため、来年度の変更では、期間の延長のみを行い、第3期分の整備は先送りすることを考えているとのことだが、第3期分の区域では整備を待ちわびている住民もいるので、遅延の事情について丁寧に説明し、住民感情に十分に留意して、早期の整備に取り組まれない。

9 会計課

(1) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

10 議会事務局

(1) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

11 農業委員会事務局

(1) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

12 教育委員会

(1) 監査対象課等

学校教育課（指導室、学校給食センター）、横堀小学校、額田小学校、菅谷小学校、菅谷東小学校、第二中学校、第四中学校、横堀幼稚園、菅谷幼稚園、生涯学習課（スポーツ推進室、図書館、中央公民館、歴史民俗資料館）

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的意見

学校教育課について、小中一貫教育については開始から3年が経過し、各学園におい

て様々な取組が行われているが、小中の学力連携はとても大事な課題であるので、引き続き留意されたい。また、小中一貫教育の成果とメリットについては、より一層PRに努められたい。

学校教育課幼稚園について、平成31年度の開園をめざし5園を1園に統合する新幼稚園の建設が始まっているが、バスの送迎は予定していないとのことなので、保護者の送迎と市役所職員の出勤時間が重なり混雑することもあり得ると思われる。交通の安全や混雑に問題が生じないように留意されたい。

また、幼稚園の預かり保育の料金については、平日14時～17時で150円、夏休みは1日で200円となっており、近隣地域や保育所等と比較しても非常に低額となっている。保育の質や施設の充実を図ることも大事であり、もう少しバランスの取れた相応の受益者負担を求めるべきだと思われるので、改めて検討されたい。

生涯学習課スポーツ推進室について、那珂川河川敷グラウンド整備については、整備するのは堤防より河川側になるが、大雨により水を被るとその後の復旧は大変である。川の流量も確保しなければならないため造成にも限度があると思われるが、できるだけ水を被ることがないように留意し計画されたい。

生涯学習課中央公民館について、施設が建築されてから33年が経過し、大規模な修繕等が必要な時期になってきていると思われる。修繕にあたっては市としての施設のあり方や目的をよく検討したうえで実施されたい。

13 消防本部

(1) 監査対象課等

総務課、予防課、警防課、東消防署、西消防署

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

第3 総括的意見

各施設のほか、市道や公園をはじめとする公共施設について、設置後にも維持管理費のほかに借地料・起債利子などの諸コストが必要なことを十分認識し、あらかじめ設置時に検討するとともに、設置後についても、前例にしばられることなく、合理的かつ持続可能な新たな維持管理方策について、常に工夫していく必要があると思われる。

市内の公共施設においても、経年による劣化が進行し、根本的な大規模修繕を必要とすると思われる施設が少なからず見受けられ、これらの維持管理や更新が今後の大きな課題である。建物や設備等に多くの不具合が出てきているが、修繕するにも部品の供給が終了してしまっているようなケースもある。計画的に建物や設備等の修繕ができるよう、中長期的にしっかり取り組んでいく必要があると思われる。

蛍光灯の国内生産が終了する時代となってきたが、各施設における照明のLED化が遅れている。単年度だけで考えるのではなく、中期的な発想において費用対効果を一度きちんと計算し、積極的に取り組んでいくべきだと思われる。

行政が行う事業は、利益を目的としたものではないので、借地において公共施設の整備を行うことは、コストを押し上げてしまう大きな要因となると考えられる。必要な事業用地は取得することを基本とするとともに、借地については引き続き解消に努めることが必要だと思われる。

人口減少社会を迎えるなか、活力ある地域を維持するためには、那珂市に住んで、子育てしたいと思えるベースとなる環境づくりをより一層推進し、子供の数を増やしていくような施策が必要であると思われる。そのためには、他分野の現在の経費等についても一度見直すなど、子供に対する予算へ配分をシフトしていく必要があると思われる。

市民の歌については、那珂町と瓜連町との合併後に作られたものであるが、あまり市民に歌われていない印象をうける。市の名所やいいところを歌ったもので、子供たちも地域を飛び越えて市としての一体感を感じ那珂市全体を意識するようになり、郷土愛が育まれるものなので、学校教育や生涯学習の場で取り上げて、校歌のように子供の頃から歌う機会を設けるなど、市民に広く長く歌われるような取り組みがあるべきではないかと思われる。

明らかに収納が困難と思われるような債権も、そのまま未収金として計上しつづけているものが長年にわたり見受けられる。そのような案件については、裁判所への申立を行うべきか、不納欠損すべきか、いずれかの方向性を検討すべきであるが、結果的にはいずれも選択されないまま時間を経過している状況である。現在、債権管理に関する条例の制定に取り組んでいるとのことであるが、未収金を計上するにも無駄な事務を行い経費を要していることに十分留意し、早期の条例制定に努めるとともに、いたずらに判断を先延ばしすることなく、速やかに判断していくべきであると思われる。

最後に、以上のことを踏まえ、事務を処理するに当たっては、市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げることができるよう、また、組織及び運営の合理化に努めるよう留意されたい。